

業務の運営に関する規程

第1 求 人

- 1 本所は、国内・ベトナム社会主義共和国（但し、ベトナム社会主義共和国外国人は在留資格「特定技能」に限る）・全職種について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、次の場合には受理いたしません。
 - (1)その内容が法令に違反する求人の申込み
 - (2)その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる求人の申込み
 - (3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（厚生労働省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み
 - (4)職業安定法第五条の三第二項の労働条件等の明示が行われない求人の申込み
 - (5)暴力団関係者等からの求人
 - (6)正当な理由なく、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が求める報告に応じない者からの求人の申込み
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込み下さい。郵便・電話・ファックス、電子メール又は web でも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールにより明示して下さい。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールによる明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示して下さい。

第2 求 職

- 1 本所は、国内・ベトナム社会主義共和国（但し、ベトナム社会主義共和国外国人は在留資格「特定技能」に限る）・全職種について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込み下さい。直接来所できないときは、郵便・電話・ファックス、電子メールまたは web でも差し支えありません。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間・その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールにより明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あら

はじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行し、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は、作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から、届出の範囲内で契約に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱業務の範囲は、職種は全職種、地域は日本国内・ベトナム社会主義共和国です。（但し、ベトナム社会主義共和国外国人は在留資格「特定技能」に限る。）
- 7 本所の業務の運営に関する規程は、以上の通りであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずね下さい。

2022年 10月 1日

事業所名 株式会社総合キャリアオプション 姫路
代表者 代表取締役 大泉 高太